

議案第 11 号

松阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

松阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

(松阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

- 2 松阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 8 年松阪市条例第●号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」

に改める。

(適用区分)

- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。